

## 第 1 0 7 号議案

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区民生委員推せん会の項中「 8 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区生業資金貸付審査委員会の項を削り、同部足立区国民健康保険運営協議会の項中「 8 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区防災会議の項中「 9 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区特別職議員報酬等審議会の項、足立区財産価格審議会の項及び足立区青少年問題協議会の項中「 8 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区都市計画審議会の項中「 1 万円」を「 8 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区保健所運営協議会の項中「 1 万 3 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区大気汚染障害者認定審査会の項中「 1 万 8 , 0 0 0 円」を「 1 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区建築紛争調停委員会の項中「 1 万 9 , 0 0 0 円」を「 1 万 8 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区情報公開・個人情報保護審査会の項中「 1 万 9 , 0 0 0 円」を「 8 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区環境審議会の項及び足立区環境基金審査会の項中「 8 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区福祉サービス苦情等解決委員会の項中「 1 万 8 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 0 0 円」に改め、同部足立区柔道整復療養費案件調査委員会の項中「 1 万 8 , 0 0 0 円」を「 1 万 3 , 0 0 0 円」に改め、

同部足立区区民評価委員会の項中「7,000円」を「8,000円」に改め、同部足立区国民保護協議会の項中「9,000円」を「7,000円」に改め、同部足立区立学童保育室指定管理者選定審査会の項、足立区勤労福祉会館指定管理者選定審査会の項、足立区竹ノ塚駅公共駐車場指定管理者選定等審査会の項及び足立区公園施設指定管理者選定等審査会の項中「7,000円」を「8,000円」に改め、同部足立区成年後見制度審査会の項中「18,000円」を「1万8,000円」に改め、同部足立区民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会の項中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同部足立区生活環境保全審議会の項中「8,000円」を「7,000円」に改め、同部足立区社会福祉法人設立認可審査会の項中「21,000円」を「1万8,000円」に改め、同部足立区生活保護適正実施協議会の項中「8,000円」を「7,000円」に改め、同表教育委員会の部足立区社会教育委員の項中「1万2,000円」を「7,000円」に改め、同部足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の項及び足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会の項中「7,000円」を「8,000円」に改め、同部足立区子ども元気基金審査会の項を削り、同部足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の項中「7,000円」を「8,000円」に改める。

「

|     |   |           |   |
|-----|---|-----------|---|
| 別表中 | 足立区ギャラクシティ<br>運営評価委員会                             | 日額 7,000円 | を |
|     | 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、1,000円を加算した額とする。 |           |   |

」

「

|  |                   |           |   |
|--|-------------------|-----------|---|
|  | 足立区ギャラクシティ運営評価委員会 | 日額 8,000円 | に |
|--|-------------------|-----------|---|

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 各附属機関の長(足立区社会教育委員の会議の議長を含む。)の報酬は、2,000円を加算した額とする。
- 2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

( 提案理由 )

附属機関の構成員の報酬額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。